

◆◆資料4◆◆

用語解説

五十音順解説

あ

ILO第156号条約

「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」をいう。

1981(昭和 56)年、ILO(国際労働機関)総会で採択され、日本は平成7(1995)年6月に批准し、効力を発した。

育児・介護休業法

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者に関する法律)

一歳に満たない子を養育する労働者、家族の介護を必要とする労働者は、男女を問わず一定期間休業できる育児(平成4(1992)年度から)・介護(平成 11(1999)年度から)のための制度。

NGO

《非政府組織:Non Governmental Organization の略》

福祉、人権、環境、開発、途上国への援助等の分野で活動を行う市民団体で政府の活動と区別される民間の活動を行う組織・団体。

NPO

《非営利組織:Non Profitable Organization の略》

営利を目的としない活動を行う点に着目し、営利団体と区別したもので、NGOと同じ様な活動を行っている組織・団体。

エンパワーメント

力をつけること。自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、物事を決定する場での発言力など、一人ひとりが力をつけること。

か

家族経営協定

家族経営をする農家で、家族それぞれの役割や権利について話し合い、その合意内容を文章としたもの〔営農計画や作業分担のほか、労働報酬、経営者夫婦の引退後の扶養方法なども含まれる。女性農業者はこれを締結することで農業者年金に加入が可能になる〕。

家族的責任

被扶養者である子に対する責任、及び介護又は援助が必要な他の近親の家族に対する責任をいい、もっぱら育児及び介護がこれに当たると考えられる。

家庭責任

家庭を維持していく上で求められる責務をいい、育児や介護の他に家事なども含まれると考えられる。

合計特殊出生率

その年の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、1人の女性が一生の間に生む子どもの数の概念上の計算値。

日本の場合、人口を維持するための数値は 2.08 程度と言われている。

行動綱領

女性の地位向上のため、「西暦 2000 年に向けてのナイロビ将来戦略」の達成を目指し、各国政府や国際機関等が西暦 2000 年までに推進すべき行動をまとめたもの。女性に重くのしかかる貧困問題の解決、女性の政策、方針決定への参加、各国の女性行政推進のための国内本部機構の教化、女性の人権の擁護、女性に係わるメディアの表現等を盛り込む。

さ

ジェンダー

「男らしさ、女らしさ」など、それぞれの性にふさわしいとされる行動や態度など、社会的に形成された性別(生物学的な差異に基づく男女の性別とは区別)。

女子差別撤廃条約

(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

1979(昭和 54)年国連総会で採択。あらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等の権利の確立を目指し、各国が法律や制度のみならず、慣習も対象とした性別役割分担の見直しを強く打ち出している。

日本は、昭和 59(1984)年の国籍法改正、昭和 60(1985)年の男女雇用機会均等法の整備を経て、昭和 60(1985)年に批准している。

セクシュアル・ハラスメント

労働や教育など、公的な場における社会関係において、他者を性的対象物におとしめるような行為を為すこと。特に労働の場において、女性に対して、女性が望んでいない性的意味合いをもつ行為を男性が行うこと。性的いやがらせ。性的脅迫。セクハラ。

た

男女共同参画社会基本法

平成 11(1999)年6月 23 日公布、施行。

男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を充分に發揮することができる男女共同参画社会の形成について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するために制定された。

男女雇用機会均等法

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

昭和 60(1985)年に公布、昭和 61(1986)年4月から施行。

平成9(1997)年6月改正男女雇用機会均等法公布、平成 11(1999)年4月から施行。

募集・採用、配置・昇進について、女性に対して男性と均等な機会を与えること、及び教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇について女性であることを理由として、差別的取り扱いをすることを禁止している。新たにポジティブ・アクションやセクシュアル・ハラスメントに関する規定なども設けられている。

DV(ドメスティクバイオレンス)

配偶者やパートナーからの暴力

な

ナイロビ将来戦略

(婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略)

国連婦人の十年最終年にあたる 1985(昭和 60)年、ケニアのナイロビにおいて開催された世界会議で採択された。「国連婦人の十年」の成果の検討、評価を行うとともに、女性の地位向上を妨げている障害を示し、西暦 2000 年に向けての基本戦略や国内レベルでの具体的措置を示し、今後の各国の行動計画のガイドラインを描いている。

は

バリアフリー

建築設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮をすること。

ファミリーサポートセンター

「育児の援助が必要な人(依頼者)」と「子どもを預かることのできる人(援助者)」に登録してもらい、依頼に応じて援助者を紹介し、子育ての相互援助活動を促す支援ネットワーク。

ファミリーフレンドリー企業

ファミリーフレンドリーは「家庭にやさしい」の意。働く女性の増加、少子化・高齢化などによる労働者の家庭責任に配慮し、仕事と家庭の両立を支援する体制が整っている企業。育児・介護休業制度や勤務時間短縮制度、企業内保育所などの体制整備に加え、制度が利用しやすい企業文化を構築することが必要。平成11(1999)年より、厚生労働省が表彰制度を設けている。

ポジティブ・アクション

積極的格差解消措置。過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益を被っている集団(女性や少数民族など)に対して、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な措置のこと(アファーマティブ・アクションともいう。)。

ま

無償労働

(アンペイドワーク)

育児や介護等の家事労働、農業や自営業等の家族労働など、市場経済の外で行われる賃金や報酬が支払われない労働。

メディアリテラシー

メディアを利用する技術や、伝えられた内容を分析する能力のこと。

や

ユニバーサルデザイン

障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

ら

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。